

緊急事態宣言中の部活動の再開について

保護者の皆様、平素から本校教育活動に対して、ご理解・ご支援いただき、本当にありがとうございます。

さて、京都府に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、京都府知事から京都府全域へ9月12日（日）までを期間とする緊急事態措置が要請されました。

それを受け、本校でも8月18日（水）からの部活動および夏季休業中の学校に登校する補充学習や合唱コンクールへ向けた取組、図書館の開館等を停止しました。

教育委員会の通知では、中体連、競技団体、文化関係連盟等が主催する公式な全国・近畿大会及びそれらにつながる大会等及び京都市中学校夏季選手権大会、同秋季新人大会への出場は認められ、それらに参加する場合、主催者と連携し万全な感染症対策を講じることとし、参加するための練習等については、大会の会期初日の4週前から認められています。

よって本校では、すでに行っております感染予防対策を再度確認・徹底し、緊急事態宣言中は以下のことを追加して行うことをもって、活動を再開したいと考えております。

再開にあたりましては、部ごとに顧問より連絡をさせていただきます。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

- ・活動開始前に顧問より再度生徒への感染拡大防止の取組について指導を徹底します。
- ・活動初日に配布する保護者の「同意書」を2回目の活動で提出をお願いします。
- ・休日及び夏休み中は毎回顧問に「健康観察票」の提出をお願いします。
- ・活動は2時間以内とします。
- ・集合時はマスクを着用します。

（活動時は活動の内容、熱中症の対策として外すことは可能）

- ・体育館や屋内での換気を徹底します。
- ・生徒には頻繁に手指消毒や手洗いを促します。
- ・感染リスクの高い活動（生徒同士が組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動や大きな発声等）は行いません。
- ・活動は校内のみとします。（合同チームや公式戦を除く）